

告 示

埼玉県告示第千三百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カワチ薬品鷺宮店

埼玉県久喜市鷺宮三丁目二十六番六号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 近隣住民からの意見や要望を反映した店舗運営を行い、苦情等が発生した場合に誠意をもってその解決に当たること。

(2) 各駐車場の出入口に「とまれ」等の表示をすること。

(3) 開店時は、交通誘導員の設置を検討すること。

二 縦覧期間

令和二年十二月八日から令和三年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター